

食品産業分野（飲食料品製造業分野及び外食業分野）の特定技能2号に関するQ & A
(目次)

【特定技能2号評価試験について】

- ① 試験日程・開催場所等はどこで確認できますか。(P3)
- ② 特定技能に係る試験の受験資格者の対象を教えてください。(P3)
- ③ 管理者相当の実務経験証明書の様式はありますか。(P3)
- ④ 管理者相当の実務経験が複数の企業にまたがる場合、どのように実務経験証明書等を提出すればよいですか。(P3)
- ⑤ 特定技能2号の試験を申し込む時点で、管理者相当の実務経験の規定期間を満たしていません。受験はできますか。(P3)
- ⑥ 試験の可否はいつわかりますか。(P4)
- ⑦ 合格証書はどのように入手できますか。(P4)
- ⑧ 不合格となった場合、再試験はできますか。(P4)
- ⑨ 特定技能2号技能評価試験の合格証の有効期限は何年ですか。(P4)
- ⑩ サンプル問題は公表していますか。(P4)
- ⑪ 受験対策の参考となる資料はありますか。(P4)
- ⑫ 現在、働いている1号特定技能外国人に試験を受けさせるにはどうすればよいですか。(P4)

【実務経験】

- ① 管理者相当の実務経験の内容を具体的に教えてください。(P5)
- ② 管理者相当の実務経験を積む上で、役職等は必要ですか。辞令や職務命令書等を出していない場合はどうすれば良いですか。(P5)
- ③ 国外での管理者相当の実務経験は対象となりますか。(P5)
- ④ 技能実習時の期間は管理者相当の実務経験の対象となりますか。(P6)
- ⑤ 留学生の期間にアルバイトとして積んだ経験は管理者相当の実務経験の対象となりますか。(P6)
- ⑥ 技能実習や留学生以外に管理者相当の実務経験の対象とならない在留資格はどのようなものですか。(P6)
- ⑦ 複数企業で実務経験を積み、規定の年数をこなした場合は要件を満たしますか。(P6)
- ⑧ 他分野での管理者相当の実務経験は、管理者相当として含めていいですか。(P6)
- ⑨ 在籍企業にて「就労」ではなく、「在籍」（休職期間や帰国期間を含める）している期間は管理者相当の実務経験に含めていいですか。(P7)

【その他】

- ①キャリアアッププランは 2 号特定技能外国人に示す必要はありますか。(P7)
- ②キャリアアッププランの決まった提示方法、様式などは定めていますか。
(P7)
- ③外食業分野に日本語能力試験（N 3 以上）の合格が必須となっているのはなぜですか。(P7)
- ④外食業分野の「日本語能力試験（N 3 以上）」は、どのタイミングで合格していなければなりませんか。(P8)
- ⑤特定技能 2 号の外国人を受入れる特定技能所属機関は食品産業特定技能協議会に加入する必要はありますか。(P8)
- ⑥特定技能 2 号は、更新をし続ける限り日本に在住できるということですが、永住権とはどこが違うのですか。(P8)

【特定技能2号評価試験について】

①試験日程・開催場所等はどこで確認できますか。

試験実施機関である（一般社団法人）外国人食品産業技能評価機構（以下「OTAFF」という。）のウェブサイトで確認できます。

<https://otaff.or.jp/tokutei/>

②特定技能に係る試験の受験資格者の対象を教えてください。

以下の条件を全て満たした者が受験の対象となります。

- ア 試験日において、満17歳以上であること
- イ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること
- ウ 試験の前日までに飲食料品製造業分野又は外食業分野の各分野において管理者相当の実務経験を2年以上積んでいること。

③管理者相当の実務経験証明書等の様式はありますか

試験に関する各様式は、飲食料品製造業分野又は外食業分野の各試験実施要領で確認することができます。

○飲食料品製造業分野：

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html>

○外食業分野：

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gaikokujinzai.html>

④管理者相当の実務経験が複数の企業にまたがる場合、どのように実務経験証明書等を提出すればよいですか。

対象となる外国人がこれまで企業をまたいで実務経験を積んでいる場合は、基本的にそれぞれの企業において当該外国人の実務経験に関する証明書を作成いただき、現在所属している企業がまとめて、当該外国人の過去に所属していた企業から、ヒアリングや書類の提出などにより、これまでの管理者相当の実務経験を把握し、自社の経験年月も併せて、実務経験証明書等を提出してください。

なお、上記対応が難しい場合は農林水産省にお問い合わせください。

⑤特定技能2号の試験を申し込む時点で、管理者相当の実務経験の規定期間を満たしていません。受験はできますか。

これまでは、試験の日から6ヶ月以内に、管理者相当の実務経験を2年以上見込まれていれば可能でしたが、令和8年5月1日から、試験の前日までに既定の管理者相当の実務経験を積んでおく必要があります。

⑥試験の合格はいつわかりますか。

合格に関わらず、受験日から5営業日以内をめどに試験結果通知書が確認できるようになります。受験者用のマイページにログインをし、「受験履歴」からダウンロードができます。郵送は行っておりませんので、マイページからダウンロードしてください。

⑦合格証書はどのように入手できますか。

試験の合格証書は、合格発表後、企業マイページの「受験申込み・受験状況」から受験者ごとの「詳細」を押すと合格証書がアップロードされているページが開きます。適宜ダウンロードの上、印刷してください。

⑧不合格となった場合、再試験はできますか。

受験回数に制限はありませんので、次回以降再度申し込んでください。

⑨特定技能2号技能評価試験の合格証書の有効期限は何年ですか。

2号技能評価試験については、合格証書の有効期限を定めないこととしています。ただし、技能評価試験実施機関における試験結果データの保存期限は10年間ですので、紛失しないようにしてください。

⑩サンプル問題は公表していますか。

飲食料品製造業分野又は外食業分野の各分野ともにサンプル問題は公表していません。

⑪受験対策の参考となる資料はありますか。

受験に当たっては、特定技能2号受験者用学習用テキストを公表していますので、適宜御活用ください。

○飲食料品製造業分野：<https://otaff.or.jp/tokutei/insyoku-2/materials/>

○外食業分野：<https://www.jfnet.or.jp/contents/gaikokujinzai/>

⑫現在、働いている1号特定技能外国人に試験を受けさせるにはどうすればよいですか。

現時点では企業申込みのみ受け付けております。企業マイページを登録する企業におかれましては、OTAFFのウェブサイトでご確認ください。

https://otaff.or.jp/tokutei/wp-content/uploads/2026/05/kigyomypage_guide-2.pdf

【実務経験】

①管理者相当の実務経験の内容を具体的に教えてください。

(飲食料品製造業)

飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を2年以上有することが必要です。

具体的には1号特定技能外国人が従事する製造・加工及び安全衛生の確保に加え、2号特定技能外国人は、これらに関する業務として次のようなものが想定されます。

衛生管理、安全衛生管理、品質管理、納期管理、コスト管理、従業員管理、原材料管理等。

(外食業)

日本国内の飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2年間の実務経験が必要です。

店舗管理を補助する者とは、店長や事業所責任者が行う店舗管理（衛生管理全般、求人・雇用に関する事務、顧客情報の管理、会計事務管理、食材・消耗品・備品の補充・発注・数量管理等）の業務を補助するものとします。

②管理者相当の実務経験を積む上で、役職等は必要ですか。辞令や職務命令書等を出していない場合はどうすれば良いですか。

(飲食料品製造業)

2号特定技能外国人は、事業所責任者（工場長等）が行う飲食料品製造業全般に関する管理業務を補助することを前提に雇用していただくことになりますので、基本的には役職等を命じ、業務に従事させる必要があります。例えば、担当部門長、ライン長、班長等のような役職を想定しています。企業にて日本人も含めて辞令や職務命令書等を出していない場合は、管理者相当としていつの時点から複数の従業員を指導しているかが分かるものを用意してください。

(外食業)

できるだけ、辞令や職務命令書等をもって、役職（例えば副店長、サブマネージャー、サブリーダー、サブチーフ、班長、担当部門長、事業所副責任者等のような役職）を命じ、業務に従事させてください。

なお、辞令や職務命令書等を出していない場合は、例えば、管理者相当の手当を支払っていることが分かる給与明細など、管理者相当としていつの時点から複数の従業員を指導しているのかが分かるものを用意してください。

③国外での管理者相当の実務経験は対象となりますか。

(飲食料品製造業)

対象となります。

飲食料品製造業は国外の日本企業なども多く、日本で雇用された外国人が、母国への出向の際も実務経験が積めるように対象としています。ただし、先国で管理者相当の実務経験を行った旨の証明書を提出いただくことになります。

(外食業)

外食業分野では運用方針や運用要領において、「食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し・・・」と定められていることから、国外の飲食店等における管理者相当の実務経験は対象になりません。

④技能実習時の期間は管理者相当の実務経験の対象となりますか。

技能実習生は技能等の修得を目的とし、認定された技能実習計画に基づき業務に従事しており、通常、管理者又は管理者を補助する者として業務に従事することは想定し難いことから、本経験の対象とはしていません。

⑤留学生の期間にアルバイトとして積んだ経験は管理者相当の実務経験の対象となりますか。(外食業)

留学生のアルバイトはそもそも資格外活動であり、在留資格「留学」を有する者が資格外活動許可に基づき管理者を補助する業務に従事した経験があったとしても、本来の在留資格（留学）による活動ではないことから、本経験の対象とはしていません。

⑥技能実習や留学生以外に管理者相当の実務経験の対象とならない在留資格はどのようなものですか。

技能実習生（上記④）や留学生（上記⑤）以外にも、文化活動や短期滞在、研修、家族滞在等の在留資格についても、外国人に在留資格で認められている活動上、飲食料品製造業及び外食業分野で求める管理者相当の実務経験（上記①）を積むことが想定されていないため本経験の対象とはしていません。その他在留資格との関係で御不明な点があれば、農林水産省にお問い合わせください。

⑦複数企業で実務経験を積み、規定の年数をこなした場合は要件を満たしますか。

必ずしも同一企業である必要はありません。複数企業での業務に従事した場合でも、通算で、飲食料品製造業分野又は外食業分野のそれぞれに必要な実務経験年数をこなせば要件を満たしたことになります。

⑧他分野での管理者相当として就労していた経験は、管理者相当の実務経験と

して含めていいですか。

他分野での管理者相当の実務経験は対象とはなりません。

⑨在籍企業にて「就労」ではなく、「在籍」（休職期間や帰国期間を含める）している期間は管理者相当の実務経験に含めていいですか。

業務に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた上で、飲食料品製造業分野又は外食業分野のそれぞれの規定の期間を満たすことが必要です。

【その他】

①キャリアアッププランは2号特定技能外国人に示す必要はありますか。

2号特定技能外国人にも示す必要があります。雇用契約の締結・更新等の前に書面を交付して説明してください。

②キャリアアッププランの決まった提示方法、様式などは定めていますか。

キャリアアッププランを提示する際の決まりや様式はありませんので、各特定技能所属機関にて行ってください。ただし、当該外国人の長期的な展望が見えるよう、また当人の理解が得られるよう分かりやすく説明を行ってください。

【キャリアアッププランの内容の例】 ※任意様式

- ・想定されるキャリアルート
- ・各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
- ・レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など

③外食業分野に日本語能力試験（N3以上）の合格が必須となっているのはなぜですか。

外食業は消費者と接する機会が多く、義務ではないものの、食物アレルギーや原料原産地表示、お酒の提供に関する確認などの情報提供を行うことに加え、消費者からの多種多様な要求を正確かつきめ細かく聞き取り、対応する能力が求められます。また、特に2号特定技能外国人は、複数のアルバイト従業員や1号特定技能外国人等を指導・監督しながら、接客を含む作業やテナントの親会社、近隣店舗、発注先等の店舗外の関係者との調整等に従事し、将来的には店長やエリアマネージャーレベルの役職に就くことを想定しています。

よって、このように、業務上、様々な場面で、日本語話者である様々な関係者と調整・対応する立場になることが想定される人材であることから、相

当程度の日本語によるコミュニケーション能力を有していることが必須であり、業務上必要な技能としてN3以上を課すこととしています。

④外食業分野の「日本語能力試験（N3以上）」は、どのタイミングで合格していなければなりませんか。

「日本語能力試験（N3以上）」の合格は、外食業分野の在留資格要件となっています。地方出入国在留管理局に在留資格の申請をする際に合格証が必要となりますので、それまでに取得してください。

なお、日本語能力試験は7月上旬と12月上旬の年2回の実施に限ります。受験の機会を見逃すことのないよう日本語能力試験（JLPT）のウェブサイト試験の実施情報等を事前に確認してください。

⑤特定技能2号の外国人を受け入れる特定技能所属機関は食品産業特定技能協議会に加入する必要はありますか。

加入していただく必要があります。

ただし、特定技能2号に関しては、特定技能1号のような雇用外国人に対する義務的支援はありません。

⑥「特定技能2号」は、更新をし続ける限り日本に在住できるということですが、「永住者」とはどこが違うのですか。

在留資格「永住者」は、在留活動及び在留期間に制限はありません。他方、在留資格「特定技能2号」は、その活動内容が各受入れ分野における熟練した技能を要する業務に従事する活動に限定されており、また、在留期間には一定の制限（3年、1年又は6月）があり、在留期間の更新手続を要するという点が「永住者」と相違します。

なお、「永住者」の在留資格が許可されるためには、

- （1）素行が善良であること
- （2）独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること
- （3）その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

等の条件がありますが、詳しくは出入国在留管理庁HPを御確認ください。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan50.html